

午後2時00分 開会

【井上委員長】 ただいまから6回目の前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会を開会いたします。

本日は急遽の開催となったため、この後予定が入っている委員もおられると聞いておりますので、できれば1時間程度とし、長くても15時までの開催でお願いできればと考えています。委員各位の御理解、御協力をお願いいたします。

また、委員各位におかれましては、御発言の際には、ボタンを押すか、マイクに近づいて御発声くださるようお願いいたします。

委員の出席状況について御報告いたします。堀口香奈委員から欠席の届出がございました。他の委員は全員出席でございます。

ただいま本委員会を傍聴したい旨の申入れがありましたが、いかがいたしましょうか。

異議なし

【井上委員長】 それでは、傍聴を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

傍聴人4名を許可

午後2時01分 休憩

午後2時02分 再開

【井上委員長】 それでは、再開いたします。

ただいま本委員会を撮影及び録音したい旨の申請がありましたが、開会前の冒頭部分のみの撮影と開会中のみの録音を許可してもよろしいでしょうか。

異議なし

【井上委員長】 それでは、撮影及び録音を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時04分 再開

【井上委員長】 それでは、再開いたします。

日程1 議会側からの要望書に対する行政側の対応等について（資料1）

【井上委員長】 日程1、議会側からの要望書に対する行政側の対応等について。7月18日に全員協議会を開催し、行政側から「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」の報告を全議員で受けたことから、7月31日、8月20日に本委員会を開催し協議を行い、行政側への要望書を提出することで合意し、8月22日に、正副議長、正副委員長で、市長に要望書を提出いたしました。その後、行政側は、8月23日に行った記者会見及び9月18日と20日の一般質問等で、提出した要望書に対する対応を明らかにしています。

資料1を御覧ください。行政側の対応等について、議長に報告する案文を作成いたしました。この内容について、本日協議をお願いしたいと思います。各委員には事前を送付していますので、目を通していると思いますが、案文を朗読いたします。

議会側からの要望書に対する行政側の対応等について（報告）

（案）

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会

大和市議会

議長 青木 正始 殿

前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会

委員長 井上 貢

議会側からの要望書に対する行政側の対応等について（報告）（案）

令和6年8月21日に議会側から行政側に提出した要望書に対する行政側の対応等について、8月23日に行政側により行われた記者会見及び9月18日の本委員会委員長及び9月20日の本委員会委員による一般質問等で明らかになった内容を別紙1のとおり整理し報告します。

#### 議会側からの要望書に対する行政側の対応等について（報告）（案）

1・大木前市長・担当副市長（前・元職を含む）に対し、損害賠償請求をはじめ、民事・刑事両方の可能性を含め顧問弁護士と相談し、毅然とした対応をとることについて

令和6年8月23日の記者会見にて、大木前市長及び井上前副市長に対して、外部調査で認定された約1800万円と、調査にかかった費用として約400万円、計約2200万円の損害賠償請求を起こすとされた。

また、9月18日の一般質問答弁にて、損害賠償請求に関する今後の進め方について説明があり、地方自治法や本市予算決算会計規則の定めにとり、まずは、大木前市長及び井上前副市長に対し、賠償額を支払うよう納入通知書等を送付する予定であり、その後、指定した期限までの納入が確認できなかった場合には、同じく法や条例に基づいた督促を行い、それでもなお、納入が無かった場合には、地方自治法の規定に基づき議会に諮った上で裁判所へ訴えを提起していくことを念頭に、顧問弁護士と調整を進めているとの回答があった。

次に、一連のやり直し指示に関し、大木前市長らの刑事責任を問えるかについては、7月18日の全員協議会において、第三者調査の受託者である木村弁護士から「強いて言えば背任罪か」との発言があったとともに、市議会の調査特別委員会における議論の中では、強要罪などの可能性についての発言もあった。

そうした経緯等も踏まえ、これらの刑事責任について、行政側が顧問弁護士と検討した結果、刑法第247条の背任罪については、「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」を必要とする、いわゆる目的犯であるが、大木前市長及び井上前副市長に、そのような目的があったとは言えない。

また、刑法第223条の強要罪、第95条第2項の公務員に対する職務強要罪については、いずれも暴行、脅迫を用いることが成立要件とされており、第三者調査報告書からは、そのような事実を認定することは難しい。

そして、これらのいずれも、犯罪を行う意図を持って敢えて実行する故意犯であるところ、そのような意図はうかがえない。

以上のような見解が、顧問弁護士から示されており、大木前市長及び井上前副市長の刑事責任を追及することは困難であると考えているとの回答があった。

## 2・職員を守るため、ガバナンスを強化しコンプライアンス意識を高める新たな体制を構築することについて

8月23日の記者会見にて、10月1日にコンプライアンス推進課を総務部に新規設置すると発表された。

また、9月18日の一般質問答弁にて、報告書では、職員に向けた再発防止策として、ガバナンスを強化してコンプライアンス意識を高めるため、職員の教育、研修はもとより、職務権限や責任の明確化、また、市長の不適切な言動を発見した場合の情報共有や議会への情報提供の仕組みの検討、さらには、内部統制の取組が必要であるとの回答があった。

古谷田市長は、本市のガバナンスの強化を図るためには、市長や副市長をはじめとした職員等のコンプライアンスを推進し、万一問題が生じた場合には、速やかに対応し改善していくための体制を構築することが必要であると考え、これらを全庁的かつ一体的に取り組む組織として、総務部にコンプライアンス推進課を新設することとしたとのこと。

この新たな組織では、報告書を踏まえた再発防止策として、研修を通じた職員等の意識の醸成はもとより、職員のハラスメント対策のほか、内部通報制度に係る外部相談窓口や第三者機関の設置、内部統制に係る仕組みの導入などを検討しており、職員等が高い倫理観を持ち、市民や社会に信頼される市役所となるよう、適正な行政運営を図る体制の構築を進めていくとのこと。

## 3・市民への説明責任を果たすため、多様な広報を使用して今回の調査結果を公表すること

について

9月18日の一般質問答弁にて、今回の調査結果を受け、古谷田市長は市民に対して、説明責任を果たしていくことが強く求められているものと考えているとのこと。

そのため、7月18日に、まず市民の代表である市議会議員に対し、全員協議会において調査結果を報告し、続けて臨時記者会見を通じて公表するとともに、その終了後には、速やかに市のホームページにも、調査に至った経緯を含め、調査報告書や資料などを掲載したとのこと。

今後も、「広報やまと」や「やまとニュース」を始め、「市政情報PRボード」、「FMやまと」など、様々な広報媒体を活用して、多くの市民に情報が行き届くよう努めていきたいと考えているとの回答があった。

#### 4・新たに、こどもの城及びやまと公園の第三者調査を行うことについて

やまと公園とこどもの城の調査については、市議会からの要望書を受けて、行政側が実施に向けて検討を進め、9月18日に調査に係る費用の補正予算案が上程され、同月24日に総務常任委員会での審査を経て、同月26日の本会議にて可決されたことから、速やかに必要な手続を進め、第三者調査を実施するとのこと。

#### 5・議案に関する資料は、わかりやすく詳細な資料を議員に提供することについて

市議会議長から市長への要望書提出時に小山副市長から、議会と相談しながらより丁寧な資料提供を検討すると回答があった。

9月20日の一般質問答弁にて、報告書に記載のあった工事に関する決算審議資料や進捗状況の報告に関する提言については、今後、市議会と調整しどのような情報が必要かを整理しながら、適切かつ有用な情報提供の在り方について検討していきたいと考えているとの回答があった。

## 6・その他（要望書の記載内容以外）

### （1）パワハラに関する当時の総務部長の答弁について

9月18日と20日の一般質問答弁にて、大木前市長からのパワーハラスメントについて、人事主管部局への相談は、実際になかったことから、その旨を当時の総務部長が答弁しており、その答弁自体は虚偽ではなかったと考えている。

しかしながら、裁判において大木前市長によるパワーハラスメントとされる行為が事実認定されたことを踏まえると、職員は相談しづらかった状況にあったと推察される。今回のことを教訓に、職員が意見を発しやすい風通しの良い職場環境を構築し、市民の方を向いて、職員と共によりよい市民サービスを提供していける組織に変えていきたいと考えているとの回答があった。

### （2）井上前副市長のFMやまと出演について

9月18日の一般質問答弁にて、令和4年11月の前副市長辞職等に関する調査特別委員会の調査報告において「大木市長・井上副市長のパワーハラスメントと思われる傾向により、長期間にわたり職場環境が著しく悪化している」と結論づけられており、令和5年7月の大木前市長と金子元副市長との裁判の結果においても大木前市長によるパワーハラスメントとされる行為が事実認定されている。

指摘のあった令和6年2月のFMやまとの番組に井上前副市長が出演したことについては、深く傷ついてしまった職員の気持ちを考えると、市長として辛く、心が痛むとのことであった。

FMやまとの放送内容を事前に確認することは、現実的にできないが、このことを教訓に、今後、FMやまとと情報の共有を図り、市民に愛されるコミュニティFMであり続けていきたいと考えているとの回答があった。

以上

【井上委員長】　そして、この委員会の直前に市側から正副議長、そして、委員長である私に情報提

供がございました。

3つございまして、1つは、「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」の公表についてという情報提供が1つ目、令和6年8月22日付の「前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会要望書」を受けて、「市民への説明責任を果たすため、多様な広報を使用して今回の調査結果を公表すること」においては、以下のとおり公表を行っていきます。

やまとニュース10月15日号、調査結果概要を掲載。同内容は、市政情報PRボードにも掲示。FMやまと、10月15日から31日までの予定で、市政情報やまとのコーナーで毎日放送予定。担当は総務部コンプライアンス推進課です。これが実際の現物だそうです。これを全戸配布して、市政PRボードにも掲示されるということです。

2点目です。前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査等業務委託（追加調査）の受託者の推薦について。このことについて、神奈川県弁護士会及び一般社団法人神奈川県建築士事務所協会に対し、標記業務の受託者の推薦を依頼したところ、10月2日付で、同建築士事務所協会から、同月8日付で、同弁護士会から推薦をいただきました。弁護士のうち1名は、調査業務に加え、調査計画の作成、各受託者の調査結果の取りまとめ、報告書の作成等の業務をお願いすることとなります（前回調査と同様の手法です）。推薦いただいた3名は次のとおりです（前回調査と同じ方を推薦いただいております）。なお、今後それぞれと委託契約を締結する予定です。

3名は、木村弁護士、金谷弁護士、梅澤一級建築士で、同じメンバーとまた契約をすることとなったそうです。この担当も総務部コンプライアンス推進課です。

3点目です。前市長、前副市長への損害賠償請求について。「前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査報告書」を受け、本日、大木哲前市長及び井上昇前副市長に対し、次の内容のとおりに損害賠償請求を行いました。

1、大木哲前市長、金2602万1817円、内訳、①、市民交流拠点ポラリス併設星の子ひろばに係る損害賠償金、1536万2500円、②、大和ゆとりの森仲良しプラザに係る損害賠償金、175万2000円、③、前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査委託料のうち、上記2施設の調査に要した費用の額、277万6618円、④、①から③に係る遅延損害金、613万699円、2、大木哲前市長及び井上昇前副市長（連帯）、金303万1748円、内訳、①高座渋谷駅前複合ビルIKOZAに係る損害賠償金、80万3000円、②前大和市長による公共施設関連工事のやり直し指示に関する第三者調査委託料のうち、上記施設の調査に要した費用の額、161万6511円、③、①から②に係る遅延損害金、61万2237円、連帯による支払いの請求については、前市長、前副市長のいずれが支払うか、あるいは両者が案分して支払うかなどは問

わず、市としてこの金額が納付されればよいものとなります。

なお、上記2件とも納付期限を令和6年10月30日としています。期限までに納付されなかった場合には、法令に基づき、納付期限後20日以内に督促状を送付します。お問合せ先は大和市総務課ということです。

この3つの資料に関しましては、既に情報提供として皆さんにメールで送られているはずです。

報告は以上ですが、何か皆さんから御意見等がありますか。

**【石田委員】** 要望書だけではなくて、市側からは、一般質問でも言われたことが様々反映されていて、非常に真摯に向き合っていたなと捉えています。僕としては、シリウスの問題に関しては、不透明な部分ですとか、明らかに違法性が疑われる部分というのがありますので、調査のトリガーになっているのは、要するにそういう供述といいますか、おかしいところがあったよということを聞き取りをして出たら、それがトリガーになって調査をするというのが、今の調査のちょっと脆弱な部分かなと僕は思っています。なので、口述があろうがなかろうが、資料を見ていておかしな部分あった場合には、これはやっぱり違法性があるのかどうかということはしっかり判断をするべきだと思いますので、これ、今、契約のレベルというのは、もう契約したのでしょうか、それとも、これから契約なのでしょうか。

**【井上委員長】** 契約を締結する予定ということなので、まだ契約はされていないみたいですね。

**【石田委員】** 前回、シリウスのことが踏み込んで調べられなかったことというのは、そういった関係者からの聞き取りをしたけれども、違法性といいますか、明らかに瑕疵があるというようなやり直しの部分とかというのが、言葉として出てこなかったのが調査しなかったというのが、それは弁護士さんは契約でやっていますから、そういう契約を受けて、仕事どおりやってくれたと僕は思っているんですけども、やはりそうではなくて、調査の対象になった事業に関しては、言われたことだけに限定するのではなく、しっかり行政資料を読み込んでいただいて、その上でおかしな部分というのはしっかりと追及していくということを言っていかなければ、言われていないからやりませんでしたということでは調査が萎縮してしまうのではないかなということを非常に懸念しているのですが、いかがでしょうか。

**【井上委員長】** 第三者に対する調査に関しては、こちらからは細かいところまでは指示はできないと思います。やはり第三者という立場である以上は、専門家であるという方々ですから、専門家の見地にのっとってやっていただくということですから、その結果が自分たちの思うようなものが出てこなかったからといってというのではなくて、やはりそこはお任せするというところなのだと思います。やり方も何もかもこちらから指示はできないと思います。

【石田委員】 まさにそのとおりだと思っていて、それにより近づけるために、今、こちらから指示してしまっているのは、口述があった場合に調べるという話になっているんですよ。要するに調査の契約の内容を見てみれば分かるのですが、要するにどういうものに関して踏み込んだ調査をしていくのか、まず聞き取りをしていって、それで聞き取りで出てきた場合には調べるというようになっているのですね、段階が。そのように依頼をしてしまっているのですよ。だから、弁護士さんもそのようにやってしまっているのですけれども、口述が出てくる出てこないということに限らず、自由に範囲のものの調査をしっかりともらおうと、日本弁護士会のほうで調査指針が出ていますから、そのとおり自由にやっていただければ、私は問題ないと思っていますので、こちらで調査していくものの範囲をあまり決めないほうがいいのではないかなと。

【井上委員長】 こちらは、やまと公園とこどもの城についての調査を依頼しているということで、あとは専門家の方に専門的見地で判断していただくということなので、こちら側から細かいこと……。

【石田委員】 事務局に確認したいのですけれども、契約の最初の内容というのは、どのように弁護士さんに契約をしているか、前回の調査なのですか。

【事務局次長】 すみません、把握しておりません。

【石田委員】 前回の調査の契約内容を把握していない。

【事務局次長】 していません。

【石田委員】 事実確認をしたいのですが、前回の調査では、口述、つまり、聞き取りをしていって、出てきたものに対してさらに踏み込んだ調査をしていくというスキームになっていたと思うのですが、違いますか。

【事務局次長】 すみません、そのあたりも特に私のほうでは把握しておりません。

【井上委員長】 自分で担当課に確認された。

【石田委員】 私は契約書を見て、ここが問題だなということは確認しているので、ただ、それを、なかなか共有ができなかったのが、事務局から言ってもらえば客観性を帯びるかなと思って、今お話をしたのですが、契約書を見ていただければ、何でもかんでも全て調べるということになっていないかと。

【井上委員長】 多分、契約書を読み込んでいるのは石田委員だけではないかと思います。誰も契約書を読み込んでいないので、それに対してこの場で答えることはできないと思いますよ。

【鳥淵委員】 今日の内容は、2つの施設、新たにこどもの城及びやまと公園の第三者調査を行うことが主ですよ。何でここにシリウスが出てくるのかと。先ほど発言されていましたが、こど

もの城とやまと公園について新たに調査を求めるとのことだと思います。

【石田委員】 シリウスのお話をしたのは、前回の調査の弁護士との契約の仕方というのが課題があったということをお示しするために出したということで、なぜシリウスの調査が踏み込んでされなかったのかというと、それについて瑕疵のある証言というのが出てこなかったもので、それ以上の踏み込んだ調査をしなかったというのが、弁護士さんのほうからも当日、報告のときにあったとおりであります。それ、第三者調査の指針とちょっと違うのではないかと僕は思って、いろいろ契約内容とかを見直してみましたら、契約内容の中にそういう証言があったものに関して調査をしていくというスキームになっていたもので、弁護士さんは契約のとおりやられたのだなと確認をしたところなんです。であるならば、より自由に調査をしていただくために、口述があったなかったではなくて、しっかりと資料を読み込んでいただいて、おかしいなと思うものに関しては踏み込んだ調査ができるというようなスキームにしたほうがいいのではないかとということです。

【井上委員長】 今回は、議会側から依頼したことに対する行政側の回答を情報共有しているので、中身について、こうするべきだ、ああするべきだということを議論する場所ではありません。

【石田委員】 私のほうとしては、行政がまだ契約されていないという段階ですので、ここで合意が取れば、より自由な形で、第三者の方々が調査できるような、前回と同じ内容で契約をするということでしたから、私は課題意識を持っていたので、それは議会として、より自由に、第三者の方々が調査できるような形で契約をしたほうがいいのではないかと提言したかったのです。議会としても、行政にそのように申入れをするべきではないかという意図で、今、確認をしていたのですが、それはちょっと、ここで話すことではないというのが委員長の判断ということによろしいでしょうか。

【井上委員長】 ここでは、そこまで細かい内容というよりは、行政側からいただいた情報を今共有しているところです。中身について、こうするべきだ、ああするべきだという議論をするつもりはありません。

【石田委員】 ここはそう決めているということですね。分かりました。

【井上委員長】 第三者という専門的な人たちが判断してやっていただく、あくまでも我々なるべく介入しないで、行政側も我々もなるべく介入しないで、専門的な第三者にやっていただくということが前提ですので、その中身について、こちらで、こうしてほしい、ああしてほしいということを決めて伝えるということは、するつもりはありません。

【石田委員】 最後に、意見で終わらせてください。

僕は委員長の考え方と全く同じなのです。だから、今の職員とか聞き取りをした関係者からの口述

があったかなかったかで、踏み込んだ調査をするしないということを線引きをしてしまっている今の契約方法ではなくて、単純に対象のものを調査してください、以上にすればいいのに、それを口述があったらさらに踏み込んだ調査をするとスキームを２段階に分けているのですよ、調査の仕方を。そうすると、言葉として出てくるか出てこないかということがトリガーになってしまうので、弁護士の方々が専門的な知見を自由に生かして調査するということが阻まれるのではないのかということ懸念しているということです。頭の中に置いておいていただければと思います。

【井上委員長】 ただいまのは御意見として伺っておきます。

【中村委員】 話が全然違くて、今の石田委員の意見は意見で別に僕はそれを否定するわけではないのだけれども、今日話していることが、さっき委員長が言われたように、議会から行政側に要望書を出して、それに対して行政側が対応してくれて、いろいろなことが行政側から情報として来ているのだけれども、その内容を整理して、議会が言ったことについて行政はこのように言っていましたよという内容を整理していることをここで話し合っているのです、もしここで行政側が言ったこと、いや、そんなこと言っていないよ、ちょっと違うことを言っていたんじゃないのというのがあればここで協議してということではないんですか、ここは。要は行政側からの回答を整理して、その内容について、このように行政側から整理してくれたよね、では、それをもって議長に報告する、という話ですよ、今日は。

【井上委員長】 要は、これは案ですから、今、こういった報告書を私がつくって、これで合意いただければ、これを正副議長にお渡しして、このように行政側は対応していただけるようですよということを渡すだけです。

【中村委員】 だから、これは我々がどう思うかというよりは、行政側からのこういう回答が来ましたよということをみんなで確認して、それを共有するということですよ。

【井上委員長】 そうです。

【中村委員】 そういうことですよ、今日はね。

【井上委員長】 はい。

【中村委員】 分かりました。

【布瀬委員】 ２点あるのですけれども、１点目は、各会派の要望書を全て渡していただいて、それを基に回答が来たということですが、内容的に少し漏れている部分があるのですけれども、それに対しては回答を得られないままでこのまま報告書として出すのかというところ、それについては、例えば公共事業市民評価組織、これの設置を求めている会派が２会派あると思うのですけれども、そういったことに対する回答がないままというところですね。それから、今後の予定について、

この報告書を議長に提出するというところ、その後、この調査委員会としてはどのような流れを取っていくのかを委員長として予定されているのであれば教えていただきたいというところです。

というのも、報告書の5番の議会への情報提供というところで、今後、市議会と調整してというところとかが書いてあると思うのですね。各会派でも、それぞれもう一步踏み込んだ、審査のできる、公共工事とかに関して、例えば追加変更があれば、それに対して審査ができるような機会、審議できる機会を設けることとかを要望していると思うのですね。そういったことを含めて、今後、情報提供の在り方というところでは、どこで議論されるのかということも含めて教えてください。

【井上委員長】 1点目は……。

【布瀬委員】 漏れている部分。

【井上委員長】 漏れている部分というのは、一応この委員会として要望書を提出しました。それプラスアルファ、全会派のものも参考としてお渡しをしています。それに対して回答が来たのが、今、この段階でありますので、行政側としては御意見として伺っておくというような判断ではないかなと思います。結論は出ていないのではないかなと思います。それが1点目。

2点目は、今後のことですけれども、今後は、これからやまと公園、それから、こどもの城の調査を始めること、そして、これから損害賠償請求を起こして、支払いがなければ、法的に基づいた督促をしたり、裁判というような形になっていくということは、我々がどうこうできる範囲を超えていますので、そこは静観するしかないだろうと思っています。

もう一つ、情報提供の在り方に関しては、今、ここでこういうやり方というよりは、新たに何かが出てきたときにこういうのが必要なのではないかなということが議論されるべきで、今何もない状態の中で、こういうこと、こういうことというのを決めていく場ではないかなと考えています。ですので、今回、この報告書を議長に渡した段階で、一旦、休会というか、そういう体制を取りたいと思っています。

【布瀬委員】 例えば公明党さんとかも、公共工事の追加変更で500万円を超えるものに関しては、やはり議会で審議できるような機会を設けるべきではないかとかという感じの具体的なことを挙げられていると思うのですけれども、そういった議会の中でどのように情報提供、こんなときにはこういうことを情報提供してくださいというのを求めていくのかというところは、やはり議論していくべきではないかなというところと、あと、もう一つは、第三者委員会の報告の中でも、議会の責任ということがかなり言われていたと思いますけれども、そういったことについて、今後の議会としての取組を話し合うのはどうされるのか、委員長のお考えをお聞かせください。

【井上委員長】 今後そういうことが起こらないようにするという点に関しては、今までとやり方

が違うという、変わっていくということですから、今までのとおりではなく、こちらから何かアクションを起こすとか、そういったことになってくると、今までのやり方ではない、新たな方法を考えるというのであれば、議会改革のほうでやるべきであると考えています。今の段階で、全ての公共工事にこうするべきだみたいなことを議論するよりは、一つ一つ何か出てきたときにこういった資料が必要だろうと。なぜこういうことが起こったかという私の考えですけれども、基本的に行政側が議会側に資料を出さなかったりとか、隠したりとか、そういった意識があったからですよ、そもそもはね。だから、そもそもそういうのがあったのが見え隠れしますので、そういうことがないようにしていただきたいということを要望するしかない、今後はね。この間、中村委員もおっしゃっていましたが、一定の信頼があって、情報を提供してもらって、それを審議するのが我々の議会の役割ですから、その入り口の部分でおかしなことに、情報を出さないとか、そういうことがないようにすれば、こういったことは起こらなかったのだらうと思いますし、だから、その部分はこれから新しい古谷田市政がそういったことがないように、しっかりと議会と話し合って情報提供していくということは、言葉としてはいただいておりますので、それは今後出てきたときにその様子を見ていくべきだと思っています。

**【星野委員】** 今、布瀬委員のおっしゃった市民評価組織については、一般質問で聞いたときに、市側は市議会と今後話し合って検討していきたいという旨の発言はありましたので、委員会としての要望書にはないのですけれども、答弁としては、市議会と検討していくよという答弁があった旨はお伝えしておきます。

**【布瀬委員】** であるならば、ここに載せたほうがいいのではないのでしょうかというのは意見として述べさせていただきます。市側からそういった回答があったというところなので、ここに1項目追加するということはいかがでしょうか。

**【井上委員長】** ほかの方々の御意見や、合意が取れば。

**【星野委員】** 僕らの会派は出した会派なのですけれども、出した会派は少数だったので、あくまでも委員会としての合意は全体としては取れなかったと僕は認識していますので、それはそれで別に委員会として多数ではないのであれば、出す必要は僕はないと思います。

**【石田委員】** その後いろいろ一般質問等で議論もあって、行政の受け止めもあって、改めて今委員長が諮っていただいたわけですから、もし載せてもいいのではないかとということであれば、私は載せてもいいと思います。僕は載せても構わないと思っています。

**【井上委員長】** そこは合意が取ればという条件になりますが。

**【布瀬委員】** 載せるとすれば、その他の(3)とかでもいいとは思うのですけれども、検討してい

くということ由市側が述べているのであれば、やはり市側からの提案に対して、市としても一応は検討するという、それを載せるだけでもいいのではないのでしょうか。

【赤嶺委員】 ちょっと確認したいのですけれども、市民評価組織に関する質問の行政側からの答弁は、今の星野委員のお話であれば、市議会と調整していきたいという話だったと思うのですよね。その市議会とは、この特別委員会を指しているのですか。

【星野委員】 そこは明確には答弁がなかったです。

【赤嶺委員】 委員長、先ほど各会派からの提案は、参考資料として行政側には渡しているという発言がありましたけれども、ということは、つまり、既に行政は、各会派からの提案には目を通しているということで間違いないですね。

【井上委員長】 はい。

【赤嶺委員】 分かりました。

【井上委員長】 今、ここの回答、対応等に基づく報告は、全会派というか、この委員会で合意が取れたものに対しての回答をいただいています。その他の2つのことも、要望書を正副議長に渡しに行くときに、口頭でこれを確認してくださいということが、この場で合意が取れたので、それをこの部分に載せていますので、そういった意味で言うと、先ほど星野委員が言ったように、合意が取れているものとは今のところ僕も考えていませんので、そこは外しています。

【布瀬委員】 ありがとうございます。ここで合意が取れないのであればということで、納得できましたので、それは意見として述べさせていただきます。

【石田委員】 合意が今取れたのか取れなかったのかよく分からないうちに、布瀬委員が、取れなかったのだというのがちょっとよく分からなかった。

【赤嶺委員】 過去に取れていないのでしょうか。

【石田委員】 過去に取れていないのですけれども、委員長が先ほど。

【井上委員長】 同じ要望を出していた星野委員が、ここでは合意が取れていないというような判断をしたという意見が先ほどありましたので、その部分でも分かれているなという判断です。

【赤嶺委員】 先ほど市は、広報やまみや、やまとニュース、FMやまと等を活用して、第三者委員会の調査結果を発表するというお話がありましたけれども、これまで議会からは、あらゆる広報を活用して、市民に対して発信してほしいというお話をしております。これまで市が様々な広報手段を使った市政のPRをしてきたわけですが、今回、例えば電車の中張り広告とかが、この調査結果の発信方法として採用されなかった理由とかは伺っているのでしょうか。

【井上委員長】 特にはそこには言及はされていませんでした。なるべくあらゆる方法を考えた結

果、やまとニュース全戸配布とPRボード、それとFMやまと。FMやまとに関しては、一般質問の中でも私は、FMやまとは入れていなかったのだと思うのです。答弁の中で出てきて。中ぶり広告もどうだということは私は申しあげましたけれども、回答の中には出てこなかった。ただ私はその中に、FMやまとも含めてやれということは言っていないのだけれども、行政側から、検討した結果、FMやまとも使ってやるという回答が今回来たというところで、私の一般質問に対して、行政側がいろいろもんだ結果、この2つでということになったのだと思います。

【渡辺委員】 ちょっと教えていただきたいのですけれども、先ほど市の行う第三者調査についても、なかなかあまり注文をつけられないというお話だったのですけれども、これを読むと、調査の中身がぴんと来ないというか、あまり分からないのです。だから、工事のやり直しがあった場合に限定するのか、あるいは今回、いろいろな調査の資料の出し方とか、あるいは受発注に至るまでの経緯とか、そこら辺まで深く追及するのか、どこまでを対象にして考えるのかというところが、この文だとなかなか読み取れないので、それについて委員長はどのようにお考えか、教えていただきたいのです。

【井上委員長】 今回、アンケートの中でも、やまと公園、こどもの城に関しては、やり直しがあったという記述がなかったのです。なかったのですが、できるまでのプロセスの中でかなり議会の中で、環境建設常任委員会で紛糾していたりですとか、議決が可否同数になったりですとか、明らかに情報を出さないようにしていたということだけは共通認識としてあったので、今回、やり直しということではないと思います、これは。これは我々が取ったアンケートでも、行政側が取ったアンケートでも、やり直しに関することというのは、こどもの城とやまと公園というのは出てきていなかったのですが、その過程の中でおかしいのではないかということがやっぱりありましたし、当時、大木前市長、4期目の最後の公共工事でもありましたから、そのときに、そういうプロセスで問題があったということで紛糾したということがあったり、それをやるべきであるという判断をしたのであって、やり直しではないです。ですから、もしかしたら、損害賠償とかはないのかもしれないのだけれども、プロセスとしておかしいことがあったのではないかという疑惑がやっぱり出てきてしまったので、だから調査をしてくださいということになったので、そこは限定はしていないはずですよ。

【渡辺委員】 そういう認識であれば十分だと思います。

【井上委員長】 ほかに。よろしいですか。

それでは、資料1の内容で議長に報告することによろしいでしょうか。

異議なし

【井上委員長】 それでは、そのように決定いたします。

## 日程2 その他

【井上委員長】 日程2、その他について、委員の皆さんから何かありますでしょうか。

【石田委員】 先ほど1のほうは、要望書の内容についてだったので、布瀬委員から言及があったので、僕のほうでは言わなかったのですが、先ほど委員長のほうから、今後、休会にしていくという話だと思うのですが、私はこれは一般質問で言った手前、言わなければいけないのですが、この間は行政の問題に関して要望していくということですから、よかったと思うのですが、市議会の今回の振り返りですとか、よくなかった点の振り返り、反省、今後はこういう体制を組んでいったほうがいいのかということの議論というのはまだ全くされていないと思うのですが、それに関してもフリーズをしていくということですか。

【井上委員長】 それに関して、それこそ議会改革なのではないかと思っています。ですから、この調査特別委員会が動いているときには、議会改革実行委員会は一旦停止になっているので、ここで一旦、調査特別委員会のほうを休会にして、議会改革実行委員会のほうを再開させていただき、そちらのほうで、今、石田委員が言っていたようなところを議論していただければいいかなと思っています。

【石田委員】 やぶさかではないのですが、ただ、前もちょっと申し上げましたけれども、その中の反省しなければいけない項目というのを散りばめて、議会改革の中で点々とやるのではなくて、今回、どういうことが議会として問題、課題があったということをやちゃんと置いて、それに対してこういうことをしなければいけないというように一体的にやっていくことというのは、これは非常に重要だし、市民の方々もそれは分かりやすいと思うのです。そこを分かりづらく、議会改革の中で、ほかのものと混ぜこぜにしてやっていくという方針にはできないと思うのですが、いかがでしょう。それも混ぜてやっていくということですか。

【井上委員長】 そこは今度、議会改革のメンバーの中で、調査特別委員会からそういう御意見があったのだけれども、進め方としてどうしましょうかという中で議論して、ほかの議会改革よりもそれを優先させるべきだという意見が大半であればそうなるでしょうし、そこは今度の議会改革実行委員会のほうでしっかりと議論していただければと思っています。

【石田委員】 これは前副市長とか、前市長に対して損害賠償請求をするということで、かなり強い

対応を取っていて、これは僕は毅然とした対応で必要なことだと思いますし、けじめだと思っております。一方で、議会の対応に関して、議会改革に埋め込んでいって、どこでどうやっているのかがよく分からないというような移り方になってしまうと、内側に対して緩いのではないかということになりかねない、そういう批判にもつながりかねないので、私自身も、職員のアンケートの中で、パワハラを行った議員なのではないかという記述があったりとか、ほかの議員さんにもありましたし、様々、職員ですとか、市長との関わり方、どうだったのかということに関して、なぜそういうことになってしまったのかということは、しっかりと詰めていかなければいけないことかなと思っております。これだけ市長のことをやったわけですから、市議会のことに関しては、やっているのかやっていないのか分からないような形にならないように、そこはしっかりと調整していただきたいと思っておりますので、強く意見として申し上げておきます。

【中村委員】 石田委員の意見は石田委員の意見なのですけれども、今回、前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会の第三者報告書に出てきた事柄、いろいろ議会のことも述べられておりましたけれども、一言で言うと、要するに議会のチェック機能が十分に働いていたのかどうかということだと思っております。要は市長によるいろいろなやり直し、税金の無駄な支出と思われるようなことを許してしまったのは、議会としてのチェック機能が甘かったのではないかというような指摘だったと思います。そういうことを受けて、じゃ、議会として、本来、議会が発揮しなければいけないチェック機能を十分に今よりもしっかりと果たすようになるためにはどうしたらいいのかということになると、委員長も言われていましたけれども、やはり議会改革の中で、どうすればチェック機能をよりしっかりと働かせられるような議会になっていくのかというのは検討していかなければいけないと思うので、それは議会改革の中でやったほうが僕はいいと思うのです。いろいろな意見があると思うけれども、私はそれは議会のチェック機能の強化というのは、議会の機能の中でも根幹をなすところですから、中心の部分ですから、そこについては議会改革の議論の中でしっかりと詰めていく必要があるのではないかと思います。これは私の意見です。

【赤嶺委員】 議会改革実行委員会に関わっている立場からお話をさせていただきますけれども、今、新たな調査が行われる段階でありますので、調査が行われている段階で改革案を審査するというのは私はよくないと思います。調査結果が出た後に、それは判断されるべきものであって、今出ている第三者調査結果とは別の調査結果が新たに出てくる可能性があるわけですね。新たに何かが議会に求められる可能性がある段階で、改革案でもむのかもまないのかという議論をしていることが時期尚早であると思います。まずは新たにやまと公園とこどもの城の調査が行われるわけですから、その調査結果を待った上で改めて判断をする必要があると思います。

【星野委員】 石田委員の言っていることは僕はすごくもっともだと思っていて、懸念されることというのは、議会改革実行委員会に移行してしまうと、今回の問題がフォーカスされなくなってしまう、ちょっと甘くなってしまうのではないですかということをおそらく懸念されていると思うのですよ。ただ、赤嶺委員がおっしゃったように、議会改革実行委員会で話し合うことというのは、要は今回の議会のチェック機能の話についても、いろいろ包括的に話し合っていく中ででないともまとまっていけないような気がするのですよね。なので、一度、議会改革実行委員会のほうでいろいろな議案を話し合った中で、それで、今回の調査特別委員会の問題点がよりフォーカスしなければいけないよねとなった段階で、またフォーカスして、議会改革実行委員会で話し合っていけばいいと思いますし、また、多分ほかの問題とも連動している問題だと思いますので、まずは議会改革実行委員会で、石田委員なり、赤嶺委員なりからいろいろな意見を出して、まず包括的に話し合っていきたいなと僕は考えています。意見です。

【井上委員長】 いろいろな意見が出ましたけれども、私の考えとしましては、一度、現時点では、次の日程とかも未定であります。先ほど決定した、議長に報告する行政側の対応等にも記載しているとおり、行政側では、こどもの城とやまと公園について、9月の定例会で補正予算を可決したことにより、第三者調査がこれから行われます。これから行われていくことになって、我々は今、それを待つ段階に来ていると思っていますので、ここは一旦ここで報告書を議長のほうに提出させていただいて、次のアクションが出たらまたそのときは招集しますけれども、それまでの間は一旦休会といった形に持っていきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

【石田委員】 確認を取りたかったのは、市議会の問題に関しても、しっかりとまず向き合っていくのだということは、ここでしっかり確認をしたかったということと、メディアの方もいらっしゃいますので、市議会は今回、現古谷田市長とすばらしい対応をしていると思うのです。これからは自分たちの振り返りというのでしっかりやっていくということは、これはやっていかなければならないことでもありますので、そこが分かりづらい形ではなくて、しっかりとやっているのだということが分かるような形でやっていただきたいということは本当にお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

【井上委員長】 閉じるわけではありませんので。

それでは、よろしいでしょうか。

では、この調査結果を待って、本委員会としての対応はまた今後考えていくことになると思いますので、このため、次回の日程については少し間が空くことになると思います。決まり次第また皆さんにお知らせをしたいと考えておりますので、本日はこれにて閉会したいと思います。御苦労さまでし

た。

午後2時55分 閉会